

大規模災害等緊急事態に対応できる通信基盤の整備

政策提言先 総務省・内閣府

政策提言の要旨

東北地方太平洋沖地震は、巨大な地震であり、その地震による津波の被害も甚大で、防災行政無線などの専用の情報収集施設をはじめあらゆる通信網が途絶しました。

本県は、発災直後から災害派遣医療チーム（DMAT）や救護活動の支援にあたる人員を現地に派遣し、活動を行いました。情報通信インフラが広範囲で破壊され、必要な通信が確保できず支援活動の実施に苦慮しました。

こうした状況に照らし合わせ、広域的に甚大な被害が想定される東海、東南海、南海地震への対策として、被災地域の通信手段のあり方を国において検討し、災害に強い通信体制の構築と運営体制を確立することが必要であると考えます。

このため、以下の内容について、提言いたします。

【政策提言の具体的内容】

大規模災害等緊急事態において

- ① 関係機関が幅広く活用可能な通信基盤
- ② インターネットを活用できる通信基盤

上記の通信基盤の整備に当たって、東海、東南海、南海の3連動の地震による津波などにより大きな被害を受ける自治体での官民協働による実証実験

【政策提言の理由】

- (1) 県や市町村では、災害に関する情報の収集及び伝達を行うため、通信確保の信頼性の高い防災行政無線など独自の通信網の整備を図っております。

しかしながら、東日本大震災における津波による庁舎の流失等の映像を目の当たりにしたとき、防災行政無線などの被災をも考慮した行政の専用利用が可能な通信確保の仕組みが求められます。

- (2) 消防や警察などの応急救助機関は、それぞれが総務省から業務目的に応じた無線局の免許が付与され、広域応援活動時の応援機関と受援機関、また応援機関相互の通信確保が可能となっております。

しかしながら、医療や福祉等の分野においては、相互連絡はもとより、被災自治体や活動する警察、消防、自衛隊などと連絡が行えない状況です。応急活動を効果的に実施するためには、活動する関係機関の連絡体制の確保の仕組みが必要不可欠です。

- (3) こうした情報の収集伝達を行うなどの通信インフラの整備とともに、被災地においてインターネットを活用できる通信基盤の確保が必要であると考えます。